

お気づきですか！

補助金不正受給 = 詐欺行為



刑法第246条に基づく犯罪

業者からの甘い言葉にご注意ください！

業者より

熊本地震からの復旧事業に関する不正受給が疑われる事案が発生しています！

「自己負担がないように」

「自己負担が少なくてすむように」

書類を作成して申請しますよ。



との説明を受け、「負担がない」・「負担が少ないなら」…と、安易な考えで申請を行い、補助金の交付を受けた場合、不正受給となります。

つまり、知らず知らずのうちに詐欺行為に加担している恐れがあります。

(注) 不正が発覚した場合は、補助金の返還請求や警察への告訴等を実施する場合がございます。